

# 理容・美容業を営んでいる皆様へ

## 償却資産とは

事業を行っている法人や個人の方がお持ちの「事業の用に供することができる資産」のことです。

## 償却資産の申告

償却資産の所有者には、毎年1月1日現在における償却資産の状況等について、その年の1月31日（休日の場合にはその翌日）までに償却資産申告書・種類別明細書のご提出をお願いしています。

該当する資産をお持ちでない場合でも、申告書の「17 備考（添付書類等）」欄の「3. 該当資産なし」及び「次年度以降の資産増加予定（有・無）」に○をつけてご提出ください。

## 申告していただく資産

理容・美容業を営んでいる場合、以下のような資産を申告してください。

資産の種類	申告対象となる主な償却資産
構 築 物	屋上看板等広告設備、受変電設備、屋外電気設備、屋外ガス設備、駐車場等の設備（アスファルト舗装・砂利・白線・タイヤ止め等）、屋外給排水設備、植栽など  【テナントの方の場合に申告対象となるもの】 内装（床・内壁）、外装、造作、建具、電気設備、衛生設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、屋内電気設備、冷暖房空調設備、換気設備など
機 械 ・ 装 置	太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）など
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、パーマ器、ボイラー、看板、サインポール、簡易間仕切り、ルームエアコン、パソコン（タブレット端末）、テレビ、レジスター、金庫など

## 申告書の提出先

〒330-0061  
さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号  
さいたま市 南部市税事務所  
資産課税課 償却資産係

## お問合せ先

電話：048-829-1186  
FAX：048-829-1916  
（土日祝日を除く 8:30~17:15）

詳しくは固定資産税（償却資産）申告の手引きをご覧ください

